

# 山脇議員の一般質問

## 屈折検査機、来年度導入を検討



### 米原市民報

日本共産党米原市会議員  
山脇正孝 Tel.52-1093  
日本共産党米原市会議員  
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

9月定例会の一般質問が6・7日行われ14人が行いました。2日目最後に山脇議員が行いました。山脇議員の一般質問の概要を掲載します。

### 山脇議員の一般質問

#### 個人情報保護法改正に伴う法改正

Q、法改正に伴う条例改正について市の姿勢を問う。  
A、現在、国からは、法施行条例に係る例示がなされておりますが、条例に規定する内容等は、現在、検討中であり、個人情報保護法改正の意見を聴くなどして、判断していきます。  
Q、業者委託については。  
A、現在、条例改正に向けて、業務委託を行っていません。委託業務の内容については、複数の例規改正案の作成や、新制度移行に伴う職員向けの研修等を実施することとしており、令和4年度内の条例改正に向けて、ただいま準備を進めているところです。

#### 現行条例の理念の維持を

Q、現行条例の基本理念の維持することが必要だが。  
A、基本理念や地方公共団体の責務など、基本的な部分については規定されており、法改正後も、本市の現行条例の基本理念は引き続き維持されていくものと考えております。法に規定されない現行条例の規定については、必要に応じて新たな条例に明記していきたいと考えています。  
Q、個人情報保護審議会の役割はどうか。  
A、個人情報保護制度における現行の審議会のような機能を持つ付属機関の役割は重要と考えています。  
Q、審議会の役割として「報告」規定を導入することについてどう考えるか。  
A、法改正後の制度運用に

当たって、必要な意見を聴ける付属機関として機能するようにしていきたいと考えております。  
Q、本人以外の個人情報収集の制限についてどうか。  
A、改正法では、個人情報の取得は、本人からの取得を原則としない状況であります。当然、市の個人情報取得に際しては、業務に必要な場合等に限定の取扱いであり、その収集に当たっては、本人からの取得が基本であると考えるべきです。本人外取得の事例が発生した場合などは、慎重に対応してまいります。

Q、要配慮個人情報等への電子計算機の結合制限は。  
A、要配慮個人情報は、不当な差別、偏見その他不利益が生じないよう慎重な取扱いを要する情報と理解しております。改正法において、各条文において、「保有の制限」、「不適正利用の禁止」、「適正な取得」および「安全管理措置」などと考えております。  
Q、条例で個人情報の利用状況の可視化と公開を定めることについての考えは。  
A、現行条例と同様、引き続き利用状況等については、公表を行っていきたくと考えています。

#### 子どもの視力の検査

Q、健診で視力検査を行う理由とそのやり方はどうか。  
A、3歳6か月児健診は、母子保健法および施行規則に基づき実施しており、弱視は、生後3か月頃から8歳頃までの視覚が発達する期間、いわゆる視覚感受性

予防治療が可能な疾患であるとしていきます。検査法は「C」のようなマークの視力検査用記号の向きを答える検査方法です。  
Q、未受診者に対する市の対応及び精密検査未受診者対応は。  
A、当該月に受けられなかった幼児の保護者に対しては、受診勧奨を行っていません。それでも受診いただけない場合は訪問や面接で視力検査を実施していません。精密検査未受診者は受けていただくように受診勧奨を行って

Q、市の精密検査受診結果内容の把握やフォローアップはどうなっているのか。  
A、精密検査の結果は医療機関から直接、当市へ返信され把握してあります。その後のフォローアップについては医療行為となることから医療機関で行ってまいります。  
Q、視覚検査の重要性の周知をすべき。  
A、乳幼児健診における検査についてはいずれも重要であるため、新生児訪問や育児相談など母子と接する機会や子育て応援ガイドや市の公式ウェブページ等で啓発してまいります。

#### 検査の重要性の周知を

Q、屈折検査機の導入による視機能異常の早期発見を。  
A、令和4年度において導入に至っておりません。視力検査と屈折検査を併せて実施することで、精度の高い検査結果が得られることから、屈折検査の重要性を考えまして、来年度の導入に向けて現在検討を始めています。

